その他告示

○外務省告示第百九十七号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成され、平成二十四年三月三十日にジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」（平成二十六年条約第四号）によって改正された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国の付表1の機関の表に関し、日本国政府は、政府調達に関する委員会に対し、同協定第十九条1の規定に従い、次のような修正を行う旨の通報を行い、同修正は、同条5の規定に従い、令和八年三月九日に効力を生じた。

（令和八年三月十二日付け世界貿易機関事務局長確認書）

令和八年六月十六日

外務大臣　茂木　敏充

機関の表

会計法の適用を受ける全ての機関

1　衆議院
2　参議院
3　最高裁判所
4　会計検査院
5　内閣
6　人事院
7　内閣府
8　宮内庁
9　公正取引委員会
10　国家公安委員会（警察庁）
11　個人情報保護委員会
12　カジノ管理委員会
13　サイバー通信情報監理委員会
14　金融庁
15　消費者庁
16　こども家庭庁
17　デジタル庁
18　復興庁
19　総務省
20　法務省
21　外務省
22　財務省
23　文部科学省
24　厚生労働省
25　農林水産省
26　経済産業省
27　国土交通省
28　環境省
29　防衛省

○外務省告示第百九十八号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成され、平成二十四年三月三十日にジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」（平成二十六年条約第四号）によって改正された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国の付表3の機関の表の2B群に関し、日本国政府は、政府調達に関する委員会に対し、同協定第十九条1の規定に従い、次のような修正を行う旨の通報を行い、同修正は、同条5の規定に従い、令和八年三月二十日に効力を生じた。

（令和八年三月二十七日付け世界貿易機関事務局長確認書）

令和八年六月十六日

外務大臣　茂木　敏充

機関の表

2　B群

2.1　国立研究開発法人建築研究所
2.2　独立行政法人航空大学校
2.3　独立行政法人農林水産消費安全技術センター
2.4　国立研究開発法人森林研究・整備機構
2.5　大学共同利用機関法人
2.6　独立行政法人海技教育機構
2.7　国立研究開発法人水産研究・教育機構
2.8　独立行政法人男女共同参画機構
2.9　全国健康保険協会
2.10　国立健康危機管理研究機構
2.11　国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
2.12　独立行政法人造幣局
2.13　独立行政法人労働者健康安全機構
2.14　日本年金機構
2.15　独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
2.16　独立行政法人自動車技術総合機構
2.17　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
2.18　独立行政法人国立公文書館
2.19　国立研究開発法人国立がん研究センター
2.20　国立研究開発法人国立成育医療研究センター
2.21　国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
2.22　独立行政法人工業所有権情報・研修館
2.23　独立行政法人大学入試センター
2.24　国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
2.25　国立研究開発法人国立循環器病研究センター
2.26　独立行政法人国立病院機構
2.27　国立研究開発法人国立環境研究所
2.28　国立研究開発法人物質・材料研究機構
2.29　独立行政法人教職員支援機構
2.30　国立研究開発法人産業技術総合研究所
2.31　国立研究開発法人情報通信研究機構
2.32　国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
2.33　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
2.34　独立行政法人国立高等専門学校機構
2.35　独立行政法人製品評価技術基盤機構
2.36　独立行政法人国立文化財機構
2.37　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
2.38　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（注釈3h）
2.39　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
2.40　独立行政法人国立青少年教育振興機構
2.41　独立行政法人家畜改良センター
2.42　独立行政法人国立美術館
2.43　独立行政法人国立科学博物館
2.44　独立行政法人国立印刷局
2.45　国立研究開発法人防災科学技術研究所
2.46　独立行政法人酒類総合研究所
2.47　独立行政法人統計センター
2.48　国立大学法人
2.49　株式会社日本貿易保険
2.50　国立研究開発法人土木研究所
2.51　独立行政法人経済産業研究所

○外務省告示第百九十九号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項第一号の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和八年六月十六日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年五月二十一日
発行年月日　令和七年十一月四日
旅券番号　TM一二三五六四六

○外務省告示第二百号

令和八年一月三十日にアスタナで、カスピ海ルート上のアクタウ港税関における貨物検査機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカザフスタン共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、令和八年五月七日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　カスピ海ルート上のアクタウ港税関における貨物検査機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入